

2015年11月20日

茨城県知事 橋本 昌 様  
茨城県教育長 小野寺俊 様

茨城県地域人権運動連合会  
執行委員長 山中 満

**長谷川智恵子教育委員の障害児（者）差別発言は教育委員としての資質を疑わざるを得ず、適切な対処を求めるとともに、障害者権利条約など国内外の規範に基づき障害児（者や取り巻く人びと）が安心して学び暮らせるための諸条件の拡充を図られたい**

茨城県教育委員の長谷川智恵子氏は18日に開かれた県総合教育会議の席上、障害児らが通う特別支援学校を視察した経験を話すなかで「妊娠初期にもっと（障害の有無が）わかるようにできないのでしょうか。生まれてきてからじゃ本当に大変。4ヶ月以降になるとおろせないですから」「（教職員も）すごい人数が従事しており、大変な予算だろうと思う」「茨城県では減らしていける方向になったらいい」などと発言し、マスコミ取材にたいしては「妊娠初期の段階で障害の有無がわかれば、妊娠を仕切り直せる」と発言、知事も「墮胎がいいかは倫理の問題」と会議の席上応じたと報道されている。

19日に橋本知事は「関係者に苦痛を与えたとすれば誠に遺憾」、長谷川教育委員も「心からお詫び」のコメントを出して発言を撤回した。

## 1、今でも全然足りない障害者の予算と施設

長谷川教育委員は2020年度までの県の教育方針を議論する会議の席で、県立美浦とつくば特別支援学校の視察から学んだこととして障害児出生及び教職員予算の削減を求め、出生前診断による墮胎の勧めも説いている。増え続ける障害児の教育環境の整備を長年運動を続けやっと実現した「つくば」、学校卒業後の働く場所や環境整備をいまでも多くの人びとが予算の拡充とともに求めている。こうした経緯を無視した障害者差別につながる確信的な発言は、一辺の謝罪コメントで済むものではない。知事及び長谷川委員は適切な処置を受けて当然である。真摯に検討されたい。

## 2、県の人権計画に反する見解

2004年（平成16）年2月に、県の人権施策を総合的に推進するための指針となる「茨城県人権施策推進基本計画」が策定された。県は、「誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会」の実現を目指すとして（3）今後の取組方針では、ア 施設、病院、企業等での人権侵害への対応、イ 障害及び障害者に対する理解の促進、ウ 自己決定の権利の確保、エ 障害者の就労の場の確保、オ 社会生活環境の整備、カ 福祉サービス基盤の整備、キ 国際的協調を

あげている(県のHPに掲載)。こうした議論の積み重ねも充分学習した上で、自説を展開すべきである。

### 3、県障害者条例に反する

2015年(平成27年)4月1日から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されている。(目的)第1条 この条例は、差別を解消するための基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人の権利を擁護して福祉の増進を図ることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする、ものである。公人としての教育委員は率先してこの目的に適う諸言動が求められる。条例に規定する差別の禁止に反する長谷川教育委員の言動。条例に則しても問題がある。

### 4、出生前診断は任意であり微妙な問題を惹起する

出生前診断は、妊婦全員が受けるべきものではなく、受ける受けないは本人の判断にまかされている。出生前診断以外の理由で中絶をする人は年間約20万件以上もあるなかで、出生前診断によって知った結果にもとづいてどう行動するかは、診断を行った人に委ねられるべきものである。診断では遺伝子の異常や、小さな外表奇形、内分泌異常、代謝異常、脳性麻痺、視覚や聴覚などは、調べることができない。出生前検査で異常が見つからなかったからといって、赤ちゃんが正常であることは保証できないといわれる。出生前診断は、ときに胎児の命や家族の運命までも左右する非常にセンシティブ(微妙)な検査である。事前に検査の意味や限界を知らなければならない。安易な検査奨励はすべきではないし、中絶に伴う倫理以外の問題が生じるのである。しかも障害の多くは先天的なものではなく、後天的なものであり、生きている限り、誰でも障害を負うリスクがある。

### 5、優生思想による選別は、迫害虐殺につながる

ナチスによる障害者虐殺は20～30万人とも言われ、「それはホロコースト(600万人ユダヤ人の迫害殺戮)の“リハーサル”だった」「ナチスの障害者虐殺」が11月7日ETV特集で放映された。いわゆる優生思想を背景にしたナチス・ドイツによる障害者虐殺の実態を知るために、この夏ドイツを訪れた、藤井克徳さん(日本障害者協議会代表)が案内する。こうしたヒトラーの指示の下、医者が自らの患者を「生きるに値しない」と選別、抹殺していった恐るべき歴史の事実は、『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』(1996/8)に詳細に記されている。

障害者は社会の浪費と言わんばかりの長谷川教育委員。どのような能力があろうがなかろうが、人として等しく生きる権利があることを、充分考えていただきたい。

「障害わかれば」発言の茨城県教育委員が辞意

[http://www.yomiuri.co.jp/national/20151120-0YT1T50072.html?from=yartcl\\_popin](http://www.yomiuri.co.jp/national/20151120-0YT1T50072.html?from=yartcl_popin)

2015年11月20日 13時56分

茨城県教育委員を務める長谷川智恵子氏(71)が、県の会合で「妊娠初期に(障害の有無が)もっとわかるようにできないか。4か月以降になるとおろせない」などと発言した問題で、長谷川氏が橋本昌知事に電話で辞任する意向を伝えたことが20日わかった。

橋本知事は了承する方針。

長谷川氏は20日、読売新聞の取材に「障害のある方やご家族に配慮のない話し方で、申し訳なかった。県にも迷惑をかけた」と話し、「発言の真意は障害の方が生きていなければいいということではなかったが、騒ぎになってしまったことを悔やんでいる」と述べた。